

北海道告示第10318号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

なお、上記特定計量器は、計量法施行令（平成5年10月6日政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる「非自動はかり」及び「分銅及びおもり」とする。

令和6年2月28日

北海道知事 鈴木 直道

検査区域	検査期日	検査の場所
(計量検定所本所管轄)		
洞爺湖町	令和6年5月20日午後から同月22日午前まで	洞爺湖町長の定める場所
新篠津村	令和6年5月23日午後	新篠津村長の定める場所
三笠市	令和6年5月24日	三笠市長の定める場所
豊浦町	令和6年5月29日午後から同月30日午前まで	豊浦町長の定める場所
壮瞥町	令和6年5月30日午後から同月31日まで	壮瞥町長の定める場所
登別市	令和6年6月4日午後から同月5日まで	登別市長の定める場所
白老町	令和6年6月6日から同月7日午前まで	白老町長の定める場所
当別町	令和6年6月11日から同月12日まで	当別町長の定める場所
江別市	令和6年6月17日から同月21日まで	江別市長の定める場所
石狩市	令和6年7月1日午後から同月5日まで及び 7月8日から同月9日まで	石狩市長の定める場所
むかわ町	令和6年7月17日午後から同月18日午前まで	むかわ町長の定める場所
厚真町	令和6年7月18日午後から同月19日午前まで	厚真町長の定める場所
岩見沢市	令和6年7月23日午後から同月26日午前まで 及び同年8月5日から同月7日まで	岩見沢市長の定める場所
千歳市	令和6年8月19日から同月23日まで	千歳市長の定める場所
北広島市	令和6年9月2日から同月4日まで	北広島市長の定める場所
安平町	令和6年9月5日午後及び同月6日午後	安平町長の定める場所
恵庭市	令和6年9月9日から同月11日まで	恵庭市長の定める場所
伊達市	令和6年9月25日午後から同月27日午前まで	伊達市長の定める場所
(計量検定所函館支所管轄)		
七飯町	令和6年6月6日から同月7日まで	七飯町長の定める場所
北斗市	令和6年6月12日から同月14日まで及び 6月19日から同月20日まで	北斗市長の定める場所

松前町	令和6年7月3日午後から同月4日まで	松前町長の定める場所
福島町	令和6年7月5日	福島町長の定める場所
知内町	令和6年7月10日午後	知内町長の定める場所
木古内町	令和6年7月11日午後	木古内町長の定める場所
鹿部町	令和6年7月17日	鹿部町長の定める場所
森町	令和6年7月23日から同月26日午前まで	森町長の定める場所
長万部町	令和6年8月28日午後	長万部町長の定める場所
八雲町	令和6年9月4日から同月6日午前まで	八雲町長の定める場所

(計量検定所旭川支所管轄)

利尻町	令和6年5月21日	利尻町長の定める場所
利尻富士町	令和6年5月22日午前	利尻富士町長の定める場所
礼文町	令和6年5月23日午前	礼文町長の定める場所
中頓別町	令和6年6月3日午後	中頓別町長の定める場所
浜頓別町	令和6年6月4日	浜頓別町長の定める場所
猿払村	令和6年6月5日	猿払村長の定める場所
初山別村	令和6年6月10日午後	初山別村長の定める場所
羽幌町	令和6年6月11日から同月12日まで	羽幌町長の定める場所
富良野市	令和6年6月18日午後から同月20日午前まで	富良野市長の定める場所
留萌市	令和6年6月25日午後から同月27日まで	留萌市長の定める場所
名寄市	令和6年7月2日午後から同月5日午前まで	名寄市長の定める場所
稚内市	令和6年7月9日から同月11日まで及び 7月23日から同月25日まで	稚内市長の定める場所
士別市	令和6年8月5日から同月8日午前まで	士別市長の定める場所
枝幸町	令和6年8月27日午後から同月28日まで	枝幸町長の定める場所
遠別町	令和6年9月2日午後	遠別町長の定める場所
天塩町	令和6年9月3日	天塩町長の定める場所
幌延町	令和6年9月4日午前	幌延町長の定める場所
豊富町	令和6年9月4日午後	豊富町長の定める場所
小平町	令和6年9月9日午後	小平町長の定める場所
苫前町	令和6年9月10日	苫前町長の定める場所
増毛町	令和6年9月11日から同月12日午前まで	増毛町長の定める場所

(計量検定所釧路支所管轄)

弟子屈町	令和6年5月16日午後から同月17日午前まで	弟子屈町長の定める場所
鶴居村	令和6年5月17日午後	鶴居村長の定める場所
厚岸町	令和6年6月4日から同月6日まで	厚岸町長の定める場所
浦幌町	令和6年6月10日から同月11日午前まで	浦幌町長の定める場所

池田町	令和6年6月11日から同月12日午前まで	池田町長の定める場所
幕別町	令和6年6月12日午後から同月14日午前まで	幕別町長の定める場所
豊頃町	令和6年6月14日	豊頃町長の定める場所
陸別町	令和6年6月19日午後	陸別町長の定める場所
士幌町	令和6年6月19日午後から同月20日まで	士幌町長の定める場所
上士幌町	令和6年6月21日午前	上士幌町長の定める場所
足寄町	令和6年7月10日午後	足寄町長の定める場所
本別町	令和6年7月11日	本別町長の定める場所
白糠町	令和6年7月12日	白糠町長の定める場所
浜中町	令和6年8月22日午後から同月23日午前まで	浜中町長の定める場所
標茶町	令和6年9月5日から同月6日まで	標茶町長の定める場所
音更町	令和6年9月11日午後から同月13日午前まで	音更町長の定める場所
釧路町	令和6年9月19日から同月20日まで	釧路町長の定める場所

(計量検定所北見支所管轄)

佐呂間町	令和6年6月5日から同月6日まで	佐呂間町長の定める場所
湧別町	令和6年6月12日から同月13日まで	湧別町長の定める場所
遠軽町	令和6年6月18日から同月20日まで	遠軽町長の定める場所
網走市	令和6年7月9日から同月12日まで	網走市長の定める場所
西興部村	令和6年8月20日午後	西興部村長の定める場所
雄武町	令和6年8月21日	雄武町長の定める場所
興部町	令和6年8月22日	興部町長の定める場所
滝上町	令和6年8月23日	滝上町長の定める場所
紋別市	令和6年9月25日から同月27日まで	紋別市長の定める場所

ただし、計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる「非自動はかり」及び「分銅及びおもり」のうち、「ひょう量が1トン以上の非自動はかり（分銅及びおもりを含む。）」については、指定定期検査機関である「一般社団法人北海道計量協会」が実施する。

また、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条に規定する所在場所で行う定期検査の期日は、令和6年5月7日から同年12月27日までとする。